

## 受給対象となる人はご確認を 村上市心身障害者福祉金が支給されます



市HP関連ページ

### ■受給対象となる人

令和2年7月1日現在で次の①～⑤すべてに該当する人が対象です。

- ①身体障害者手帳1～3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人
  - ②市民税が非課税で、公的年金および手当(※)の支給を受けていない人
  - ③1年以上市内に住所を有している人
  - ④施設に入所していない人
  - ⑤生活保護を受給していない人
- ※「公的年金および手当」とは、  
 老齢基礎年金、老齢厚生年金、共済年金、障害基礎年金、障害厚生年金、遺族基礎年金、遺族厚生年金、恩給、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、児童手当 など

●問い合わせ 福祉課福祉政策室  
 ☎53-2111 (内線2322)  
 または各支所地域振興課地域福祉室

### ■申請に必要なもの

- ①心身障害者福祉金支給申請書  
 (福祉課および各支所地域振興課地域福祉室にあります)
- ②振込口座の通帳
- ③印鑑

### ■福祉金の額

- 【身体障害者】
  - 1級 5万円
  - 2級 4万円
  - 3級 3万円
- 【知的障害者】
  - A判定 5万円
  - B判定 3万円
- 【精神障害者】
  - 1級 5万円
  - 2級 4万円
  - 3級 3万円



※昨年該当された人にはお知らせをお送りします

## ちょっとまった！ 不法投棄は犯罪です

### ■不法投棄とは

正当な理由なく廃棄物を投棄することを「不法投棄」と言い、法律で禁止されています。違反した者は、法律の規定により5年以下の懲役、もしくは1千万円以下の罰金、またはこれらが併科されます。また、法人の場合は3億円以下の罰金が科されます。

### ■これも不法投棄です

不法投棄でよく聞かれる話に、「自分の所有する土地ならば、埋めてしまっても不法投棄にはならない」というものがありますが、自分が所有する土地であっても、廃棄物を埋めるのは不法投棄にあたります。また、これから埋めようとしている状態、いわゆる「未遂」であっても処罰の対象になります。

### ■不法投棄をされたときは

自身の所有する土地にごみを不法投棄され、捨てた者を特定することができない場合は、土地の所有者がごみを処分しなければなりません。土地の所有者はこまめに除草したり、看板を設置するなどして、不法投棄されないよう土地の管理には十分注意してください。

### ■不法投棄しているところを見つけたら

不法投棄をしているところを発見した場合は、トラブルに巻きこまれないよう、1人で対処せずに、速やかに不法投棄ホットライン

☎0120-<sup>さんばい</sup>381-<sup>なくそおー</sup>790

に連絡してください。



市HP関連ページ

●問い合わせ 環境課生活環境室  
 ☎53-2111 (内線3311、3312)  
 または各支所地域振興課市民生活室